

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊交規第347号

令和元年5月15日

道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴う交通警察の対応について(通達)道路構造令の一部を改正する政令(平成31年政令第157号。以下「改正令」という。)が、平成31年4月19日に公布され、同年4月25日施行された。

今回の改正の背景、改正令による改正後の道路構造令(昭和45年政令第320号。)の内容及び交通警察の対応は、別添「道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴う交通警察の対応について(通達)」(令和元年5月8日付け警察庁丁規発第2号)のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

※ 警察庁通達「道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴う交通警察の対応について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。